

6月23日～29日は男女共同参画週間です

▼平成30年度キャッチフレーズ「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」

内閣府男女共同参画推進本部では、毎年6月23日からの一週間を「男女共同参画週間」としています。

男性も女性も、職場・学校・地域・家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けて、この機会に考えてみませんか。

期間中、市内各図書館のミニコーナーで男女共同参画に関する図書等の展示および貸出を行います。

また、市役所1階ロビーで啓発用DVDの上映およびパネルの展示を行います。

【問合せ】協働推進課 ☎ 551・1590

台風到来前に確認してください

大雨、強風に備え、日ごろから周囲の排水溝の清掃や、落下の恐れがある物の固定などをお願いします。ごみ、落ち葉、落下物等が集水枡を塞いでしまうと浸水被害の原因になります。敷地内の雨水集水枡も定期的に点検・整備をお願いします。

【問合せ】道路下水道課 水道グループ ☎ 551・1968

若年健康健診のお知らせ

仕事や子育てなどに忙しい

く、なかなか自分の健康に目を向けられない方、ぜひこの機会に健診を受けて、早期から健康づくりをしましょう！

【期間】8月1日(水)～10月31日(水)

【場所】市内指定医療機関(受診券送付時に医療機関一覧を同封します。)

【対象】市内在住の30歳と35歳の方で、健診を受ける機会がない方(年齢は平成30年4月1日現在の年齢)

【定員】先着170人

【費用】無料※健診の結果、精密検査や治療が必要となった場合は自己負担となります。

【検査内容】身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査

※35歳の方は胸部レントゲン検査と大腸がん検診(便潜血検査)を健康診査と同時に受診できます。健診受

診時に医療機関にお申し込みください。

【申込み】7月2日(月)から電話で、保健センター ☎ 552・0061へ。

介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用している方で、世帯全員が住民税非課税、同一世帯に属さない配偶者が住民税非課税、預貯金などが単身で1,000万円以内、夫婦で2,000万円以内等の場合、申請により、食費・居住費が軽減される制度があります。

現在ご利用の「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月31日(火)までです。8月以降も利用を希望される方は6月中旬に申請書を送付しますので、7月13日(金)までに次の書類を持

お知らせは送付しませんの

【問合せ】社会福祉課福祉総務係 ☎ 551・1522

第68回「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～7月は強調月間です



「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

運動期間中は、福生市・西多摩地区保護司会福生分区が中心となり活動を進めていきます。

なお、保護司とは法務大臣から委嘱を受け、罪を犯した人たちの更生を助けるとともに、犯罪や非行の発生を防ぐため、市内の関係団体と協力し、健全な地域づくりに努めている方々です。

【行動目標】①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう③これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

▼西多摩地区保護司会福生分区・福生市更生保護女性会・市内中学生が協力し、7月2日(月)に牛浜駅、福生駅で啓発活動を行います

【主催】「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会

西多摩地区保護司会福生分区名簿(敬称略)

秋山克明	小林喜代子	田村元彦
大谷邦夫	齋藤徹	徳永初枝
大野篤子	佐田登代子	中根喜美子
乙津豊彦	佐藤弘治	濱中賢次
加藤育男	清水義朋	平井成泰
木下義彦	関谷壽夫	平田みつ枝
久保田ふみ	竹田良昭	廣司明雄
郡司光志	田村祥子	吉野真智子

福生水辺の楽校

「多摩川で遊ぼう」参加者募集

①「多摩川の魚をつかまよう」

多摩川中央公園近くの多摩川に入って網で魚をつかまえます。

【日時】7月8日(日)午前9時30分～11時30分

【集合場所】川の志民館

【持ち物】タオル、着替え、飲み物

【服装】濡れてもよい服装、水遊び用の靴(サンダル不可)

②「多摩川の河口干潟へ行こう」

多摩川の河口に行き、干潟の観察をします。いつもと違う多摩川を見てみましょう。

【日時】7月15日(日)午前9時～午後5時

【集合場所】市役所

【場所】大師河原干潟館(川崎市川崎区)

【定員】30人(保護者を含む。定員を超えた場合は抽選)

【持ち物・服装】申し込みいただいた方にご連絡します。

【①・②共通】【対象】3歳以上中学3年生まで(ただし、未就学児は保護者同伴)

【申込み】7月6日(金)までに環境課環境係 ☎ 551・1718へ。



▼負担限度額認定証の交付について

申請後、世帯課税状況や

非課税年金を含む年金収入、資産、配偶者所得等の状況を確認したうえで、該当する方に対して「介護保険

負担限度額認定証」を送付します。【問合せ】介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

住宅に関するお知らせ

▼空き家を除却する場合に、費用の一部を助成します

【空き家住宅の主な要件】

①昭和56年5月31日以前に着工されたものであること

②居住の用に供さない状態でおおむね1年以上経過していること

【助成金額】除却費用(消費税抜き)の2分の1相当額※上限額(戸建て住宅)30万円/戸(共同住宅)100万円/棟

※市への事前相談が必要です。申請前に必ずご相談ください。

▼固定資産税・都市計画税の最大50万円キャッシュバックと住宅ローン金利優遇のダブルチャンス!

市内に新築の長期優良住宅を取得した子育て世帯(16歳以下の子がいる世帯)に対して、その住宅(家屋分)に対して課される固定資産税・都市計画税相当額を課税初年度から最長5年間、最高50万円(上限10万円×5年間)を助成する事業です。

また、この事業の助成対象者が、親世帯と同居または近居(市内または2Km以内)する場合、かつ住宅ローン「フラット35」を利用する場合には、一定期間、金利の引き下げを受けることができます。

※ご自身が申請できる要件を満たしているかを確認されたい方は、ご連絡ください。

▼子育て世帯向け賃貸集合住宅の整備費用の一部を助成します

市内に新たに子育て世帯向けの賃貸集合住宅を整備する場合に、整備費用の一部を助成します。

【助成の主な要件】

①「東京都子育て認定住宅」の設計認定を受けた住宅であること

②新築賃貸集合住宅であること

③住戸専用面積が60㎡以上であること

【助成額】上限200万円

※東京都への申請も必要になります。計画について事前にご相談ください。

▼50歳以上の方がお持ちのマイホームを子育て世帯などに転貸する「マイホーム借上げ制度」を紹介しています

この制度は、(一社)移住・住みかえ支援機構が住宅を借上げ、転貸し、空室時も所有者に賃料を保証することで、住宅を売却せず、住みかえや、老後の資金として活用できるものです。制度の利用には条件がありますので、ご相談ください。

【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961